

静岡県公安委員会規則第13号

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請用写真)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該更新を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請用写真を添付しなければならない。</p> <p>(1) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を併せて申請しようとする場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(免許証の再交付の申請)</p> <p>第38条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者は、規則第21条に定めるところにより、再交付申請書その他関係書類を運転免許センター又は所轄署等に提出しなければならない。</p>	<p>(申請用写真)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該更新を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請用写真を添付しなければならない。</p> <p>(1) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付（<u>免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は法第93条の2の規定による記録を毀損したときの再交付に限る。</u>）を併せて申請しようとする場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(免許証の再交付の申請)</p> <p>第38条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者は、規則第21条第2項及び第3項の規定により、再交付申請書その他関係書類を運転免許センター又は所轄署等に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>規則第21条第3項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合は、法第94条第2項の規定による免許証（仮免許に係るものを除く。）の再交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出をした場合</u></p> <p>(2) <u>規則第21条第1項各号のいずれかに該当する場合</u></p>

(申請による免許の取消し等)

第39条 (略)

2 (略)

3 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書交付申請書(様式第22号)を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出するものとする。

4 規則第30条の10第2項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、運転免許を受けた者本人が第1項の運転免許の取消しの申請と日と同じくして第3項の申請をしようとする場合とする。

5 規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出を行おうとする者は、同条第2項及び第3項に定めるところにより、運転経歴証明書記載事項変更届(様式第23号)その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、又は提示しなければならない。

6 規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請を行おうとする者は、同条第2項に定めるところにより運転経歴証明書再交付申請書(様式第24号)その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出しなければならない。

7 規則第30条の14の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、運転経歴証明書返納届(様式第25号)により運転免許センター又はいずれかの警察署に返納するものとする。

(申請による免許の取消し)

第39条 (略)

2 (略)

(運転経歴証明書の交付の申請の手続等)

第39条の2 法第104条の4第5項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定による運転経歴証明書の交付の申請をしようとする者は、運転経歴証明書交付申請書(様

式第22号)を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出するものとする。

2 規則第30条の10第2項に規定する公安委員会
が定める申請用写真を添付しなくてもよい
場合とは、運転免許を受けた者本人が前条第
1項の運転免許の取消しの申請と日と同じく
して前項の申請をしようとする場合とする。

3 規則第30条の12第1項の規定による運転経
歴証明書の記載事項の変更の届出を行おうと
する者は、同条第2項及び第3項に定めると
ころにより、運転経歴証明書記載事項変更届
(様式第23号)その他関係書類を運転免許セ
ンター又はいずれかの警察署に提出し、又は
提示しなければならない。

4 規則第30条の13第1項の規定による運転経
歴証明書の再交付の申請を行おうとする者
は、同条第2項に定めるところにより運転経
歴証明書再交付申請書(様式第24号)その他
関係書類を運転免許センター又はいずれかの
警察署に提出しなければならない。

5 規則第30条の13第2項に規定する公安委員
会が定める申請用写真を添付しなくてもよい
場合とは、同条第1項の規定による運転経歴
証明書の再交付の申請を行おうとする者が、
同項第2号から第5号までのいずれかに該当
する場合とする。

6 規則第30条の14の規定により運転経歴証明
書を返納しようとする者は、運転経歴証明書
返納届(様式第25号)により運転免許センタ
ー又はいずれかの警察署に返納するものとし
る。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第22号を次のように改める。

様式第22号 (第39条の2関係)

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書	
静岡県公安委員会 殿	
申請日	年 月 日
申請者	
道路交通法第104条の4第5項 (同法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、運転経歴証明書の交付を申請します。	

申請により取消した免許	
証紙貼付欄	
交付予定日 年 月 日	
キ リ ト リ	
運 転 経 歴 証 明 書 引 換 券	
年 月 日	
殿	
本券を持参の上、 年 月 日以降に、 警察署にて受領願います。	
担当者 ⑩	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第23号中「(第39条関係)」を「(第39条の2関係)」に改める。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第39条の2関係）

(表面)
運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

※ 太枠内を記載してください。

フリガナ	氏	名	生年	1	2	3	4	年	月	日
氏	名		月 日	明 治	大 正	昭 和	平 成			
住 所	郵便番号 - 静岡県 電話番号 () -									

※ 現に受けている運転経歴証明書に記載されている事項に変更がある場合は次に記載してください。

現運 に転 受経 け歴 て証 い明 る書	氏 名		申請用写真 貼 付
	生 年 月 日		
	住 所		

資料区分	㊿ B9	県 内										県 外 転 入					
		生変		住変		氏変		住氏変		住変	住氏変						
		5 0		5 1		5 2		5 3		A 1	A 3						
現 有 経 歴 証 明 状 況	免許証番号											再交付年月日					
	免許証種別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二	
	交付年月日	年 月 日				照会番号						登録年月日					
証紙貼付欄																	
区分	1 : 優良 2 : 一般 3 : 違反				身分確認方法		住民票・保険証 本人申立 その他 ()				確認者印						

(注) 様式の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

運転経歴証明書（亡失・滅失）てん末書	
年 月 日	
静岡県公安委員会 殿	
亡失・滅失 年 月 日 時	年 月 日 午(前後) 時 分 から 年 月 日 午(前後) 時 分 までの間
亡失・滅失の 場所（区間等）	
亡失・滅失 運転経歴証明書	交付公安委員会 公安委員会
	交付年月日 年 月 日
亡失・滅失 の 状 況	
亡失・滅失の 届出の状況	届出の有無 届出年月日 年 月 日 届出先
過去1年以内の 再交付回数	0回 1回 2回 3回以上
私は、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納することを誓います。	
氏 名 印	

様式第25号中「（第39条関係）」を「（第39条の2関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。